

旭川工業高等専門学校所属設備共同利用規程

(昭和 59. 6. 22 達第 3 号)

改正 平成 12. 2. 8 達第 34 号 平成 23. 11. 14 達第 11 号
平成 27. 3. 20 達第 44 号

旭川工業高等専門学校所属設備共同利用規程

- 第 1 条 この規程は、旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）所属における教育、研究用設備（以下「設備」という。）の共同利用を図り、もって設備の適正かつ効率的な管理運用に資することを目的とする。
- 第 2 条 設備のうちから共同利用設備（以下「共同利用設備」という。）を指定し、設備の円滑な運用がなされるよう務めるものとする。
- 第 3 条 共同利用設備と同一性能品を新たに導入しようとするときは、設備の効率的な運用がなされるよう購入等について審査するものとする。
- 第 4 条 第 1 条の目的の適正かつ円滑な管理運営については、旭川工業高等専門学校運営会議において審議する。
- 第 5 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和 59 年 6 月 23 日から施行する。

附 則（平成 12. 2. 8 達第 34 号）

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23. 11. 14 達第 11 号）

この規程は、平成 23 年 11 月 14 日から施行する。

附 則（平成 27. 3. 20 達第 44 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。